

第1章 松阪市における景観施策の目的と位置づけ

1. 背景と目的

松阪市は、東は伊勢湾に面し、西は台高山脈により奈良県境と接する広い市域を有し、この中に美しく豊かな景観が存在している。このため、平成15年度には本庁管内を対象として、「景観資源基礎調査」、平成16年度には「景観マスタープラン素案」を策定、また、平成17年1月1日の市町合併後、平成17年度には「景観資源基礎調査(その2)」を、嬉野・三雲・飯南・飯高管内を対象として行っている。

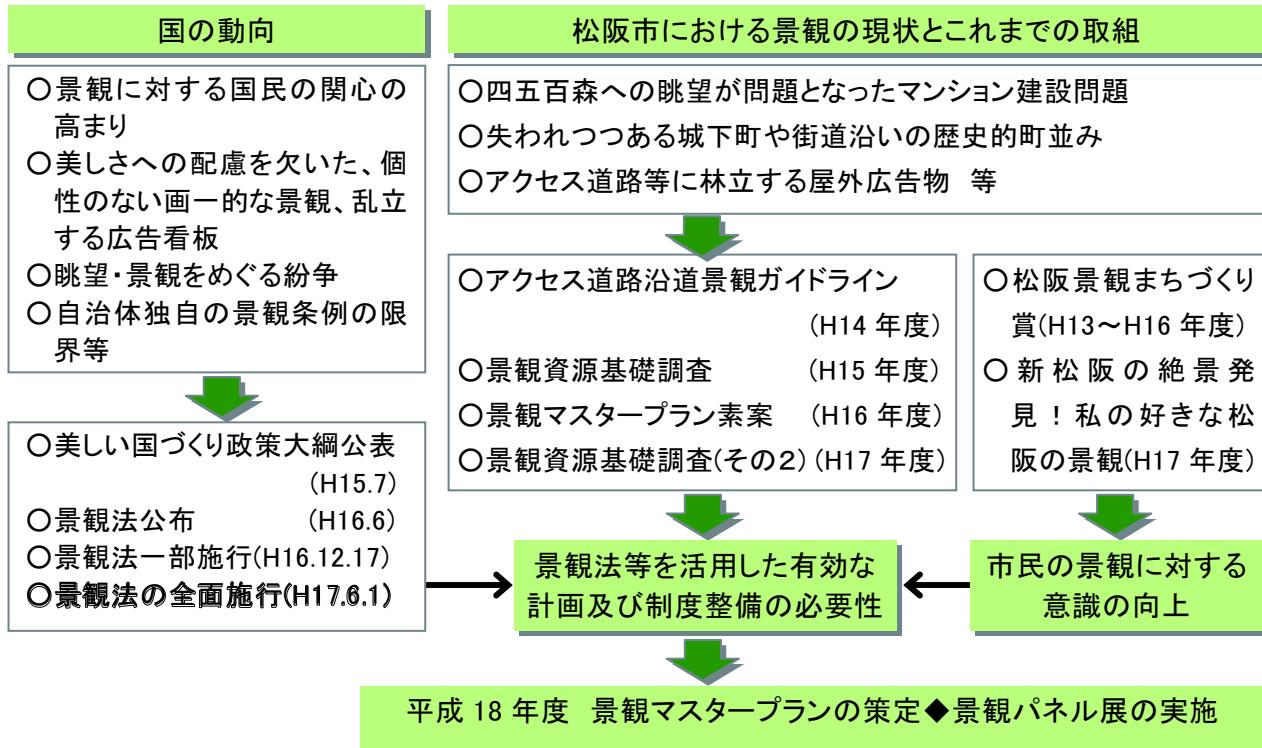
このような中、平成13年度から実施してきた「松阪景観まちづくり賞」も市民参加事業として継続し、平成17年度には「新松阪の絶景発見！～私の好きな松阪の景観」に対して、200点を超える応募があるなど、市民の景観に対する意識も向上してきている。

しかしながら、“松阪らしさ”のある景観の一つである殿町地区では、マンション建設問題等がおこるなど、四五百森への眺望問題が現実的に発生し、このような課題に対応するため、各地で地区のアイデンティティを継承するための景観まちづくり活動が起こりつつある。

そこで、本市においては、全市域を対象に、景観形成を図る上で重要な景観特性を把握し、各地域の特徴を踏まえ、市民が誇りのもてる景観を具体化するための基本となる計画を定めるとともに、景観上重要な地区を抽出し、その地区整備の基本的な考え方やその方法の整理を行うこととしている。

そして、国が定める景観法等を活用した有効な制度整備を行い、本市の自然的景観や歴史文化的景観、都市的景観を市民や事業者と行政が協働により維持保全することにより、美しく、豊かな景観を次世代に継承していくとともに、誇りある景観を新たに創造し、本市がめざす将来の都市像を実現化するための契機とすることを景観施策の目的としている。

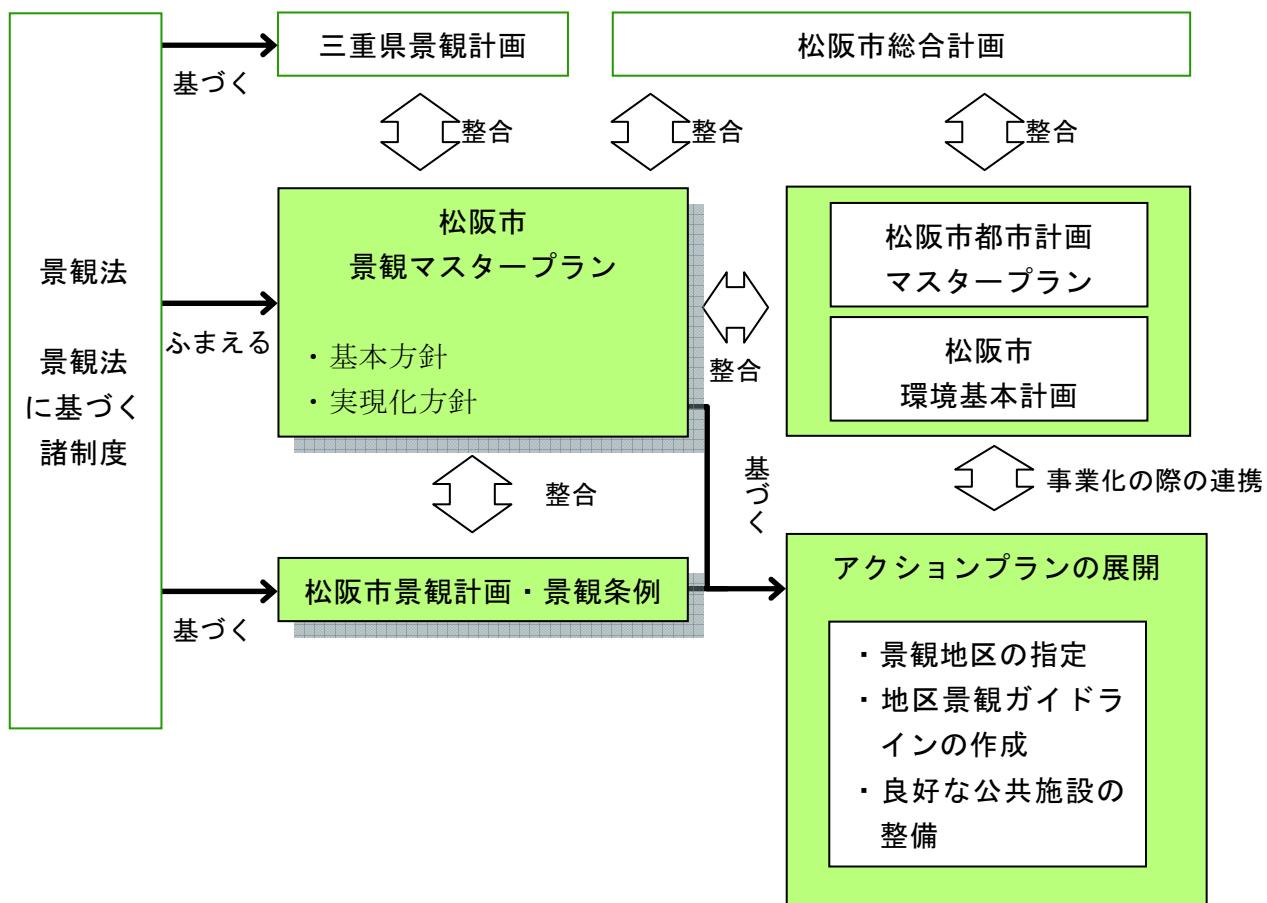
□松阪市における景観の現状とこれまでの取組



2. 景観マスタープランの位置づけ

景観マスタープランは、本市における将来の都市像を具体化するため、景観の理念や目標、基本方針、実現化方針を明らかにするものである。

このため、景観マスタープランの策定にあたっては、景観法に規定される内容や諸制度をふまえるとともに、「松阪市総合計画」や「松阪市都市計画マスタープラン」、「松阪市環境基本計画」、「三重県景観計画」等との整合を図っていくものとする。



□ 景観マスタープランの構成

